

令 和 7 年 度

清水町水防計画書

清水町水防協議会

目 次

第1章	総則	
第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任等	3
第4節	安全配慮	6
第2章	水防組織	
第1節	町の水防組織	7
第3章	避難	
第1節	避難の指示	11
第2節	避難のための立退き計画	12
第4章	決壊等の通報及び決壊後の処置	
第1節	決壊等（被害情報）の通報（法第25条）	13
第2節	決壊後の処置（法第26条）	13
第5章	重要水防箇所	
第1節	重要水防箇所	14
第2節	国土交通省 重要水防箇所の区分	14
第3節	静岡県 重要水防箇所の区分	17
第4節	その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置	18
第6章	水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送	
第1節	水防用資器材及び設備の整備	21
第2節	輸送の確保	21
第7章	通信連絡	
第1節	水防通信連絡系統	22
第2節	放送局通信施設の使用	22
第3節	その他の通信施設の使用	22
第4節	災害時優先電話について	22
第8章	気象庁が行う予報及び警報とその措置	
第1節	水防活動に必要な気象等の予報及び警報	23
第9章	洪水予報	
第1節	国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	26
第10章	水防警報	
第1節	国土交通大臣が行う水防警報とその措置	30
第11章	水位周知河川における水位到達情報	
第1節	国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	34

第 12 章	水防活動	
第 1 節	水防機関の配備体制	39
第 2 節	雨量の監視	41
第 3 節	水位の監視と通報及び公表	41
第 4 節	監視及び警戒とその措置	42
第 5 節	水防作業	43
第 6 節	水防信号及び水防標識	44
第 7 節	水防配備の解除	46
第 13 章	協力応援	
第 1 節	河川管理者の協力	47
第 2 節	下水道管理者の協力	47
第 3 節	水防管理団体相互の協力及び応援	48
第 4 節	自衛隊の派遣要請	48
第 5 節	警察官の出動要請	48
第 6 節	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	48
第 7 節	企業（地元建設業等）との連携	48
第 8 節	住民、自主防災組織等との連携	48
第 14 章	水防報告書	
第 1 節	水防記録	49
第 2 節	水防報告	49
第 3 節	水防活動の公表	49
第 15 章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練	
第 1 節	水防管理団体の水防計画	50
第 2 節	水防訓練	50
第 16 章	水防協力団体	
第 1 節	水防協力団体の申請、指定及び業務等	51
第 17 章	その他	
第 1 節	費用負担及び公用負担	52
第 2 節	公務災害補償	53
第 3 節	損失補償	53
第 4 節	罰則	53
第 5 節	清水町水防協議会	53
第 6 節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	53
第 7 節	災害用伝言ダイヤル「171」等	55
第 8 節	土のうステーション	55

第1章 総則

第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、静岡県知事から指定された指定水防管理団体たる清水町が、同法第33条第1項の規定に基づき、清水町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、清水町の地域にかかる河川等の水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防計画書における用語の定義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

なお、清水町の当初の指定は、昭和34年7月24日に清水村 狩野川、昭和45年4月24日に清水町 狩野川として、静岡県知事より指定を受けている。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 量水標管理者

量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

(7) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(8) 水防団

水防事務や水防活動に従事するための水防団を設置することができる。なお、消防組織法における消防機関が十分に水防の責務を果たせる場合、消防機関の任務として水防があるので消防機関の立場を尊重し、水防団の設置については、任意設置である。（法第6条）当町では、消防機関が水防を実施するため、本計画における「水防団」は適宜「消防団」と読み替える。

(9) 洪水予報

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きく、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知

水位周知とは、洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、国土交通省又は都道府県の機関が、当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

なお、当町では、消防団が待機する水位とする。

(14) 泛濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。水防団の出動の目安となる水位。量水標管理者は、量水標等の示す水位が泛濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

泛濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の泛濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(16) 泛濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる泛濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。泛濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達し

たときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第3節 水防の責任等

水防の責任は、水防法等に基づき、次のように規定されている。

(1) 県の責任（法第3条の6）

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。

- ①水防計画の樹立（法第7条）
- ②水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ③水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ④水防事務の調整及び円滑な実施（法第3条の6）
- ⑤洪水予報の発表（法第11条第1項）

知事が指定した太田川水系太田川・原野谷川、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川、都田川水系都田川について気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。

⑥洪水予報等の通知（法第10条第3項、法第11条）

国土交通省が指定した河川について洪水予報の通知を受けた場合若しくは気象庁から洪水、津波又は高潮の予報の通知を受けた場合、又は知事が指定した河川について洪水予報を発令した場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

⑦水位の通報及び公表（法第12条）

洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき、又は洪水予報が発令された場合において、並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。

⑧氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の発表（法第13条第2項）

国土交通大臣又は知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県の水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

⑨氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知（法第13条第1、3項）

国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県の水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知

しなければならない。

⑩洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）

⑪浸水想定区域（法第 14 条第 1 項）

洪水予報指定河川及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報を発令するとして指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

⑫水防信号（法第 20 条）

⑬水防警報の発表（法第 16 条）

知事が指定した潤井川、瀬戸川、朝比奈川、太田川、原野谷川、都田川、井伊谷川について水防警報を発表しなければならない。

⑭水防警報の通知（法第 16 条第 3 項）

国土交通大臣が指定した河川及び海岸について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発令したときは関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

⑮必要と認める区域の住居者に対する立退きの指示（法第 29 条）

⑯水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示（法第 30 条）

⑰水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第 4 条）

⑱水防団員の定員の基準（法第 35 条）

⑲水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

⑳水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

㉑水防管理団体の負担する費用補助（法第 44 条）

㉒水防に関する必要な報告（法第 47 条第 2 項）

(2) 水防管理団体の責任（法第 3 条）

水防管理団体たる市町は各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

①水防組織の確立（法第 3 条）

②水防団、消防団の整備（法第 5 条）

③水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）

④水防倉庫、資器材の整備

⑤通信連絡系統の確立（法第 27 条）

⑥平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視（法第 9 条）

⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）、洪水予報等の伝達方法や地下街等、要配慮者を含めた避難警戒体制を市町地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）

⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）

⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変化の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）

⑪予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）

- ⑫水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第 36、39、40 条）
- ⑬水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ⑭消防事務との調整（法第 50 条）
- ⑮水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第 41 条）
- ロ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第 17 条）
- ハ 通信網の点検
- ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- ホ 雨量、水位観測を的確な実施
- ヘ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 第 2 項）
- ト 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第 25、26 条）
- チ 水防上緊急に必要のある時の公費負担権限の行使（法第 28 条）
- リ 住民の水防活動従事の指示（法第 24 条）
- ヌ 警察官の出動要請（法第 22 条）
- ル 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ヲ 自衛隊の出動依頼（知事を経由する 自衛隊法第 83 条）
- ワ 水防管理団体相互の協力応援（法第 23 条）
- カ 水防解除の指示
- ヨ 水防てん末報告書の提出（法第 47 条）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- ①水防機関の整備（法第 5 条）
- ②水防計画の樹立（法第 33 条第 1 項）
 - 都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
- ③水防計画の都道府県知事への届け出（法第 33 条第 3 項）
 - 水防計画を定め、又は変更したときは、都道府県知事に届け出なければならない。
- ④水防計画を定め、又は変更したときは、公表するよう努めなければならない。（法第 33 条第 3 項）
- ⑤水防団員数の確保（法第 35 条）
- ⑥水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第 32 条の 2）
- ⑦指定水防管理団体の水防協議会設置（法第 34 条）
- ⑧水防協議会を置かない指定水防管理団体の市町防災会議への諮問（法第 33 条）
- ⑨水防事務組合及び水害予防組合の水防協議会設置（法第 34 条）

(3) 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任（法第 10 条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮の恐れがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般住民に周知させなければならない。

(4) 国土交通大臣（中部・関東地方整備局長）の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②洪水予報（法第 10 条）

狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川及び天竜川の洪水予報指定河川において、静岡地方気象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を示して静岡県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

④水位周知河川の水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）

前項以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、静岡県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）

⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

⑦水防警報（法第 16 条）

狩野川及び指定した支川、富士川、安倍川及び藁科川、大井川、菊川及び指定した支川、天竜川、富士海岸、駿河海岸について、洪水、津波又は高潮により損害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を発表し、静岡県知事（水防本部長）に通知しなければならない。

⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）

⑨特定緊急水防活動（法第 32 条）

⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(5) 放送局、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、その他報道機関の責任（法第 27 条）
水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力しなければならない。

(6) 一般住民の義務

①常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するよう努めなければいけない。（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

第 4 節 安全配慮

洪水等のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を隨時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置し、複数人で行う。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

水防に関する警報、注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、町は町役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 組織系統

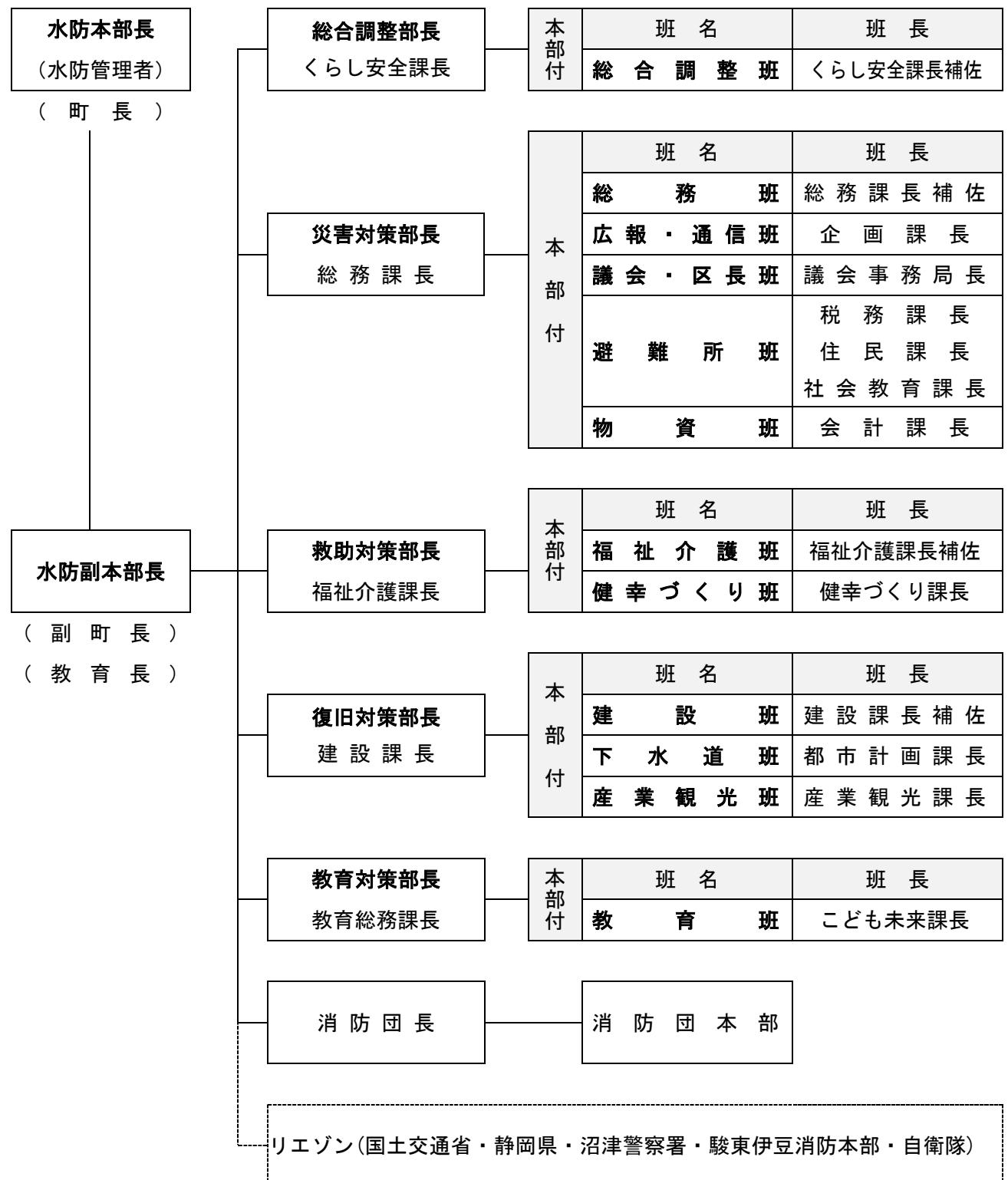


図 2-1 水防組織系統図

2 水防事務分担

部・部長	班・班長	事務分掌
総合調整部 くらし安全課長	総合調整班 くらし安全課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> 各班の水防活動の総括に関すること 水防本部の設置・運営に関すること 職員の招集に関すること 気象情報や雨量、水位の把握に関すること 水防資機材の調達・配分に関すること 自主防災組織との連絡及び調整に関すること 国（国土交通省）との調整に関すること 県（東部地域局）への報告に関すること 近隣市町の情報に関すること 防災センターに関すること 水害地の防疫活動に関すること 水害地の清掃に関すること
災害対策部 総務課長	総務班 総務課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> 公用負担に関すること 車両の調達・配車・管理に関すること 行政無線機や水防携帯品の配布・管理に関すること 電子機器（パソコン等）の準備 水防や災害情報の収集及び記録に関すること 防災協定に基づく要請及び要請後のフォローアップに関すること 電話対応に関すること
	広報・通信班 企画課長	<ul style="list-style-type: none"> 同報無線、ホームページ及び緊急配信メール等による町民への水防情報の広報周知に関すること 水防・水害状況写真に関すること 行政無線等の通信連絡に関すること 行政無線による水防活動の把握及び記録に関すること
	議会・区長班 議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 町議会議員との連絡に関すること 区長との連絡に関すること 広報係の応援に関すること
	避難所班 税務課長 住民課長 社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の準備・開設に関すること 地域交流センター等の施設管理に関すること <p>※社会教育課長は、地域交流センター付けとする</p>
	物資班 会計課長	<ul style="list-style-type: none"> 水防資機材の配送・調達に関すること 災害時応援協定の締結団体との物資の調整に関すること
救助対策部 福祉介護課長	福祉介護班 福祉介護課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等への水防情報の連絡・避難に関すること 介護保険施設等への水防情報等の連絡に関すること 福祉避難所の準備・開設・移送者選定に関すること
	健幸づくり班 健幸づくり課長	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設等への水防情報等の連絡に関すること 福祉介護班の応援に関すること 避難所の巡回に関すること 体調不良者の応急処置等に関すること

部・部長	班・班長	事務分掌
復旧対策部 建設課長	建設班 建設課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や雨量、水位の把握に関すること ・河川や道路の点検、警戒及び管理に関すること ・内水被害の確認及び住民避難判断情報の本部への報告に関すること ・ひ管の閉鎖等操作指示に関すること ・交通対策に関すること ・急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険区域の点検に関すること ・水害地の応急給水に関すること
	下水道班 都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の管理に関すること ・柿田川公園八つ橋の管理に関すること ・建設班の応援に関すること
	産業観光班 産業観光課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用水に関すること ・大平・徳倉排水機場に関すること ・農業関係者との連絡調整に関すること ・山腹崩壊区域の点検に関すること ・建設班の応援に関すること
教育対策部 教育総務課長	教育班 こども未来課長	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校や中学校の施設管理及び児童・生徒に関すること ・幼稚園や保育所の施設管理及び園児等に関すること ・避難所開設に伴う学校長との調整及び応援に関すること ・避難所班の応援に関すること
消防団 消防団長		<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること ・救出・救助活動に関すること ・ひ管の操作に関すること ・現地水防資器材の把握と工法に関すること ・水位調査及び巡視、警戒に関すること ・急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険区域の点検に関すること

表 2-2 水防事務分担表

- (1) 水防本部長は水防本部の職務を掌握し、水防本部員を指揮・監督する。
- (2) 水防副本部長は水防本部長の命を受け、水防本部の職務を処理し、水防本部長に事故があったときには、その職務を代行する。
- (3) 各部長は水防副本部長を補佐し各所属の職務を処理し、水防副本部長に事故があったときには、その職務を代行する。
- (4) 各班長は各部長の命を受け、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。
- (5) 各班員は班長の指示に従い担当職務を遂行する。

3 水防機関

水防機関は町内の降水並びに増水で水防を必要とするところを警戒防御するものとし、その組織の管轄区域及び河川等は次のとおりとする。

(1) 水防機関と管轄区域及び河川

名 称	所在地	管轄区域及び河川等	電 話
清水町役場	堂庭 210-1	町 内 全 域	973-1111
消防署	堂庭 212-1	町 内 全 域	973-0119
消防団本部 (清風隊)	堂庭 210-1	町 内 全 域	973-1111
第 1 分 団	新宿 148	黄瀬川、雨降川、境川他 分団管轄区域の河川等	972-6140
第 2 分 団	柿田 196-4	狩野川、黄瀬川、境川他 分団管轄区域の河川等	972-1639
第 3 分 団	徳倉 1603-3	狩野川、境川、江川他 分団管轄区域の河川等	932-8366

表 2-3 水防機関と管轄区域及び河川

※水防管理者は、隨時町内の河川を巡視して水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川管理者に連絡して必要な処置を求めるものとする。

4 水防本部設置前の水防について

水防本部が設置されるまでの水防庶務は、くらし安全課防災対策係が担当するものとする。

(1) 気象情報等の把握

消防機関、くらし安全課職員及び建設課職員はそれぞれ静岡県防災無線、河川・流域総合情報システム、ＮＴＴ通報、重要水防箇所の巡回などにより得た情報等を次により相互に交換し対処するものとする。

- ①事務担当者は気象情報並びに水位の変化をたえず注意して観測し、水防活動が必要と予測されるときは所属長に進言する。
- ②水防担当者からの進言を受けたときは、くらし安全課長及び建設課長が協議し、水防本部の設置が必要と予測されるときは町長に報告する。

(2) 夜間、休日の水防について（資料編資料2「水防準備体制マニュアル」）

- ①水防に關係がある気象情報等を得た者は、くらし安全課、建設課、消防署に通報するものとする。また、必要に応じて、都市計画課、教育総務課及び社会教育課の担当者にも通報するものとする。
- ②上記の通報を受けた者で水防の必要があると認められるとき、又は出動の要請を受けたときは役場等に集合し、各所属員に連絡して準備体制に入るものとする。

第3章 避難

第1節 避難の指示

1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防本部長、水防本部長の命を受けた水防本部員は、すみやかに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その基準としては、資料編資料1「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」とする。

また、その際、管轄警察署長及び報道機関等（資料編第3表「水防関係機関の電話番号一覧表」）に対し、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に通報・指示をするものとする。

2 この通報を受けた管轄水防区長（土木事務所長）は、ただちに県水防本部長（県知事）に通報するものとする。また、直轄管理区域河川については、所轄国土交通省河川国道事務所長にも通報するものとする。

3 1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに、氾濫及びそのおそれのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

4 避難指示等の区分

避難情報等	住民に求める行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるのは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第2節 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を所轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

また、水防計画書において、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）を明示し、事前に一般に広く周知せしめておくものとする。

第4章 決壊等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊等（被害情報）の通報（法第25条）

- 1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者、消防団長、消防機関の長は、すみやかに一般住民、所轄水防区長（土木事務所長）、管轄警察署又は交番・駐在所、及び隣接水防管理者に通報するものとする。
なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。
- 2 この通報を受けた管轄水防区長（土木事務所長）は、ただちに県水防本部長（県知事）に通報するものとする。また、直轄管理区域河川については、所轄国土交通省河川国道事務所長にも通報するものとする。
- 3 1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに、氾濫及びそのおそれのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

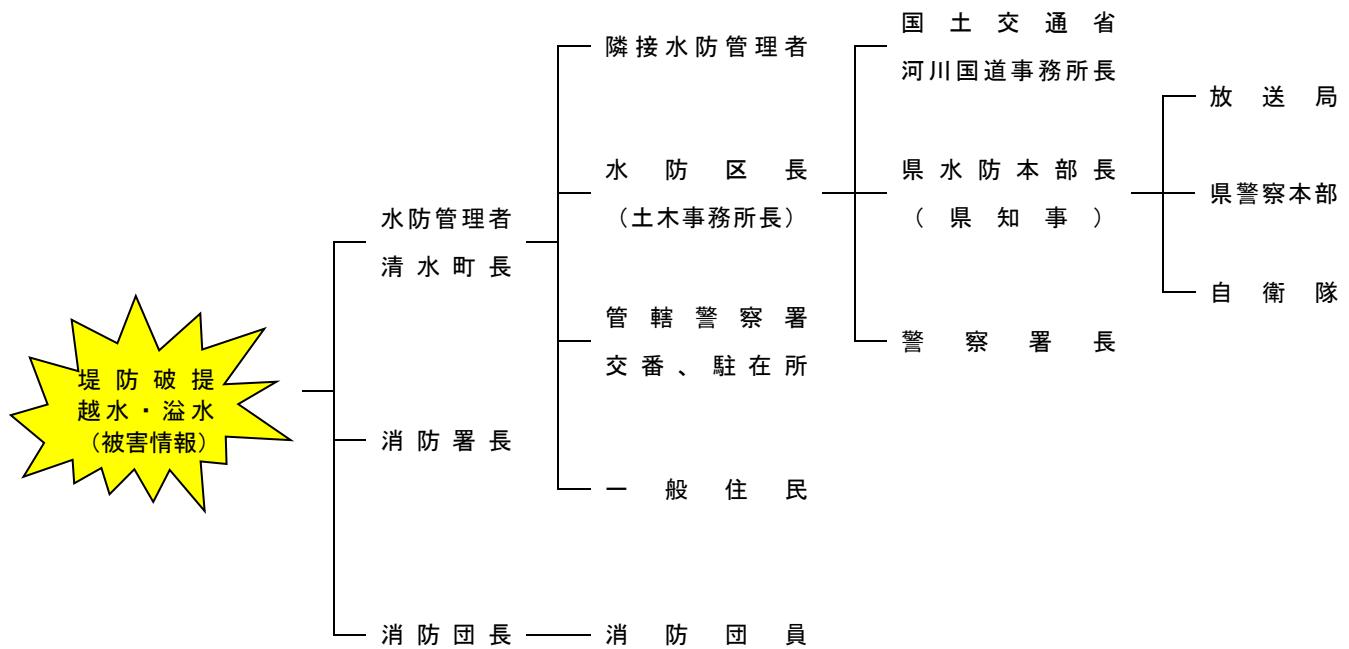


図4-1 決壊情報の通報連絡系統図

第2節 決壊後の処置（法第26条）

決壊箇所等については、水防本部長、消防団長、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第5章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

町内の特に水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料編第1表の「重要水防箇所」及び資料1「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」3対象とすべき区域(2)土砂災害③「土石流危険渓流」のとおりである。

第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分

1 国土交通省重要水防箇所の区分

種類	内容
重要区間	堤防の高さ（流下能力）、堤防断面、工作物、水衡・先掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はBランクに区分している。 A：水防上（監視又は巡視する）最も重要な区間 B：水防上（監視又は巡視する）重要な区間
要注意区間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防（築堤後3年間）、破堤、旧川跡。
重点区間	重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である。 なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする。

表5-1 国土交通省重要水防箇所の区分

2 国土交通省 重要水防箇所評定基準（案）

河川局治水課長通達（平成31年2月27日 国土交通省河治第97号）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所	計画高水量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれ	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤	

	<p>があり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

水衡・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>

新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防で 築造後3年 以内の箇所。 破堤跡又は 旧川跡の箇 所。
陸閘			陸閘が設 置されてい る箇所。

表 5-2 国土交通省 重要水防箇所評定基準（案）

第3節 静岡県 重要水防箇所の区分

水防注意箇所の重要度は、水防活動の指針であるとの考え方から、背後地の重要性を考慮したうえで洪水出水期中の巡回の必要度頻度は次のとおりである。

1 静岡県重要水防箇所の区分

種類	内容
重要度A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)
重要度B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

表 5-3 静岡県重要水防箇所の区分

2 静岡県（県管理区間）重要水防箇所評定基準

重要度A	重要度B
<p>時間雨量 30mm/h、日雨量 130mm/日相当の降雨 (基準流量)に対し、下記の事項により施設被害の想定規模が200戸以上の家屋に及ぶ予想される箇所 (機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を超えるものについて注意箇所に指定） 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流下疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 橋門、橋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか1つに該当する場合、重要度Aに指定する</p>	<p>時間雨量 50mm/h、日雨量 200mm/日相当の降雨 (基準流量)に対し、下記の事項により施設被害の想定規模が25戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 (機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を超えるものについて注意箇所に指定） 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流下疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 橋門、橋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか1つに該当する場合、重要度Bに指定する</p>

表 5-4 静岡県（県管理区間）重要水防箇所評定基準

第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

1 時間雨量 50mm 等による湛水注意箇所は、下表「湛水注意箇所」のとおりである。これらの箇所について、通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めること。

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘要
三島市長伏・平田・松本・玉川	境川	10.0	

表 5-5 湛水注意箇所

2 水防上特に重大な影響を持つ橋梁は、下表「水防上重大な影響のある橋梁一覧表」のとおりである。

番号 (県番号)	河川名	路線名	橋梁名 (構造)	延長 (L) 幅員 (m)	位置		影響の 内容	管理者
					市町	大字		
1 (狩工-B5)	狩野川	下土狩徳倉 沼津港線	徳倉橋 (ワーレントラス橋)	L=151.8 W=6.0	清水町	下徳倉 湯川	桁下不足	静岡県
2 (狩工-B12)	狩野川 (黄瀬川)	富士清水線	黄瀬川大橋 (I桁橋・5径間)	L=83.5 W=12.5	清水町 沼津市	長沢 木瀬川	桁下不足	静岡県
3 (沼-1)	境川	市道玉川 南二日町線	玉川新橋 (鉄筋コンクリート)	L=7.0 W=5.0	三島市 清水町	玉川 久米田	断面小	清水町
4	境川	町道4号線	新橋	L=7.0 W=5.0	清水町 三島市	久米田 玉川	桁下不足	清水町
5	新川	町道717号線	小関橋	L=6.8 W=4.0	清水町	伏見	桁下不足	清水町
6	新川	町道717号線	向田橋	L=7.0 W=4.1	清水町	伏見	桁下不足	清水町

※4～6については、町独自で定めている橋梁であるため、県水防計画書には掲載されていない。

表 5-6 水防上重大な影響のある橋梁一覧表

3 水防上特に重要な影響を持つ土石流危険渓流は、下表「水防上重大な影響のある土石流危険渓流一覧表」のとおりである。

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流 所在地	渓流概要			危険度 分布	保全対象		備 考
					渓流長	流域 面積	下流部 平均 勾配		人家 戸数	公共 施設等	
1-1-25	狩野川	狩野川	杉沢	杉沢	0.37	(0.1) 0.1	18°	B	7	0	
1-1-26	狩野川	狩野川	中徳倉	中徳倉	0.21	(0.1) 0.1	18°	A	130	0	

表 5-7 水防上重大な影響のある土石流危険渓流一覧表

4 水防上特に重要な影響を持つ土砂災害の恐れがある箇所は、下表のとおりである。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

箇所番号	区域名	字名	指定年月日	告示番号	指定面積 (m ²)	保全人家	崖高	旧番号	ランク
858	上ノ坪	徳倉	昭和 62 年 3 月 31 日	367	6,540	16	30	845	A

表 5-8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

(2) 土砂災害警戒・特別警戒区域指定箇所

箇所番号	箇所名	区域名	指定年月日	告示
103-I-0856	下徳倉	谷戸	平成 19 年 3 月 23 日	河砂第 253 号
103-I-0857	上徳倉No.2	杉沢北		
103-I-3519	上徳倉No.3	出城山		
103-I-0771	上徳倉No.5	岩下		
103-I-0772	上徳倉No.6	杉沢南		
103-I-0858	上ノ坪	上ノ坪	平成 29 年 3 月 31 日	河砂第 256 号-2
103-I-2769	西町	日守田		
103-I-3520	上徳倉No.4	池田・宮下		
103-II-0773	上徳倉No.11	天上塚・西町		
103-I-2767	佃	佃		
103-I-3515	外原	西山		
103-III-0224	下徳倉No.5	四方沢		
103-I-3516	下徳倉	和田入		
103-I-3518	下徳倉No.2	本城山東		
103-I-3517	下徳倉No.3	矢崎		
103-II-0770	下徳倉No.4	本城山南		
103-I-3520	伏見	伏見	平成 30 年 1 月 30 日	河砂第 140 号-3
103-S-0156	出城山B	出城山	平成 30 年 10 月 23 日	河砂第 707 号

表 5-9 土砂災害警戒・特別警戒区域指定箇所一覧表

5 水防上特に重要な影響を持つ水閘門は、下表「水防上特に重要な影響を持つ水閘門一覧表」のとおりである。

番号	河川名	ひ管名	形状	合流河川	洪水警戒 体制水位	操作 水位	操作受託者
1	狩野川 (左岸)	下徳倉	フロート	札ノ辻川	0.4	☆	町消防団第3分団
2	狩野川 (右岸)	的場	スルース	西川	0.0	0.5	町消防団第3分団
3	狩野川 (左岸)	徳倉第2	電動スルース	梅田川	2.5	3.0	町消防団第3分団
4	黄瀬川 (左岸)	長沢第1	スルース	前川	3.4	4.4	町消防団第2分団
5	黄瀬川 (左岸)	長沢第2	フロート	久保田川	—	☆	町消防団第2分団
6	黄瀬川 (左岸)	八幡第2	フロート	吉久川	—	☆	町消防団第1分団
7	黄瀬川 (左岸)	八幡	スルース	洞川	1.1	2.1	町消防団第1分団
8	黄瀬川 (左岸)	耕地川	フロート	耕地川	—	—	町消防団第2分団

☆ フラップ式のため操作不要

表 5-10 水防上特に重要な影響を持つ水閘門一覧表

6 浸水注意箇所については、次のとおりである。

河川名		該当地区名
狩野川	左岸	上徳倉地区一部、下徳倉地区一部、中徳倉地区一部
	右岸	長沢地区一部、柿田地区一部、的場地区一部、湯川地区一部、戸畠地区一部
黄瀬川	左岸	伏見地区一部、八幡地区一部、長沢地区一部

表 5-11 浸水注意箇所一覧表

7 河川高水敷上の工作物については、洪水時における工作物設置者との連絡体制を整え移動等が迅速に行えるよう処置するものとする。

第6章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

第1節 水防用資器材及び設備の整備

1 町内の水防倉庫は表6-1のとおりで、備蓄資器材については資料編第2表「町の水防資器材一覧表」のとおりである。

水防管理者は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農協倉庫等の手持数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

なお、指定水防管理団体の重要水防区域内水防倉庫に備蓄する資器材の基準は、表6-2のとおりとする。ただし、水防管理者が地勢その他状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

水防倉庫の位置		所在地
役場庁舎南側		堂庭 232-1
防災センター敷地内（第3分団詰所併設）		徳倉 1603-3

表6-1 町内に設置している水防倉庫の位置

品目	杭木	土のう袋	縄	鉄線	蛸木	掛矢	担架	ショベル	つるはし	のこぎり	斧	ペンチ	照明具	救命綱
単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本
数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5

表6-2 指定水防管理団体の重要水防区域内水防倉庫に備蓄する資器材の基準（例）

2 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省沼津河川国道事務所長又は県沼津土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

第2節 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、町内的重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成し、県沼津土木事務所長に提出しておくものとする。

- 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、資料編第15表に示す「水防時における通信連絡基本系統図」とするが、詳細は資料編第3表「水防関係機関の電話番号一覧表」、資料編第8表「静岡県水防区連絡系統図」、資料編第9表「衛星携帯電話一覧表」のとおりである。

第2節 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請するものは、次のとおりであるが、各水防機関は、停電等による通信不能を考慮し非常用ラジオを備えるよう努めること。

- (1) 国土交通省及び県機関の行う水防警報、洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報
- (2) 水防管理者及び県機関等の行う立退きの指示
- (3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

第3節 その他の通信施設の使用

その他の一般公衆電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電力会社関係通信施設

第4節 災害時優先電話について

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。NTTでは法律に基づき一般の通話に対して規制ができるようになっている。（電気通信事業法）

災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。（電話サービス契約約款）

災害時優先電話の指定にあっては、NTTにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定められているとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

第8章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

第1節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表基準は表8-1のとおりである。

種類		発表基準
注意報 ・ 警報	水防活動の利用に適合するもの	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表8-2の条件に該当する場合である
		洪水によって災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表8-3の条件に該当する場合である
		大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表8-4及び表8-7の条件に該当する場合である
		洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表8-5の条件に該当する場合である

表8-1 静岡地方気象台発表の注意報、警報の種類とその発表基準

注意報及び警報は上記の基準に達する、あるいは超えて被害が予想される場合に発表される。

(1) 大雨注意報発表基準

1次細分区域	市町等をまとめた区域 (2次細分)	市町村	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部	富士山南東地域	清水町	12	103

表8-2 大雨注意報発表基準

(2) 洪水注意報発表基準

1次細分区域	市町等をまとめた区域 (2次細分)	市町村	流域雨量 指数基準	複合基準
東部	富士山南東地域	清水町	黄瀬川流域=34.4 境川流域=3.9	境川流域=(6, 3.8) 狩野川流域=(8, 48.2)

表8-3 洪水注意報発表基準

(3) 大雨警報発表基準

1次細分区域	市町等をまとめた区域 (2次細分)	市町村	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部	富士山南東地域	清水町	19	157

表8-4 大雨警報発表基準

(4) 洪水警報発表基準

1次細分区域	市町等をまとめた区域 (2次細分)	市町村	流域雨量 指数基準	複合基準
東部	富士山南東地域	清水町	黄瀬川流域=43.1 境川流域=4.8	境川流域=(9, 4.3)

表8-5 洪水警報発表基準

(5) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- ①表面雨量指数基準は、町区域において単一の値をとる。
- ②土壤雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壤雨量指数基準には、町内おける基準値の最低値を示す。
- ③洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- ④洪水の欄中、複合基準は(表面雨量指数基準、流域雨量指数基準)の組み合わせによる基準値

表 8-6 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

2 特別警報（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

表 8-7 静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準

3 気象等の注意報及び警報伝達等系統

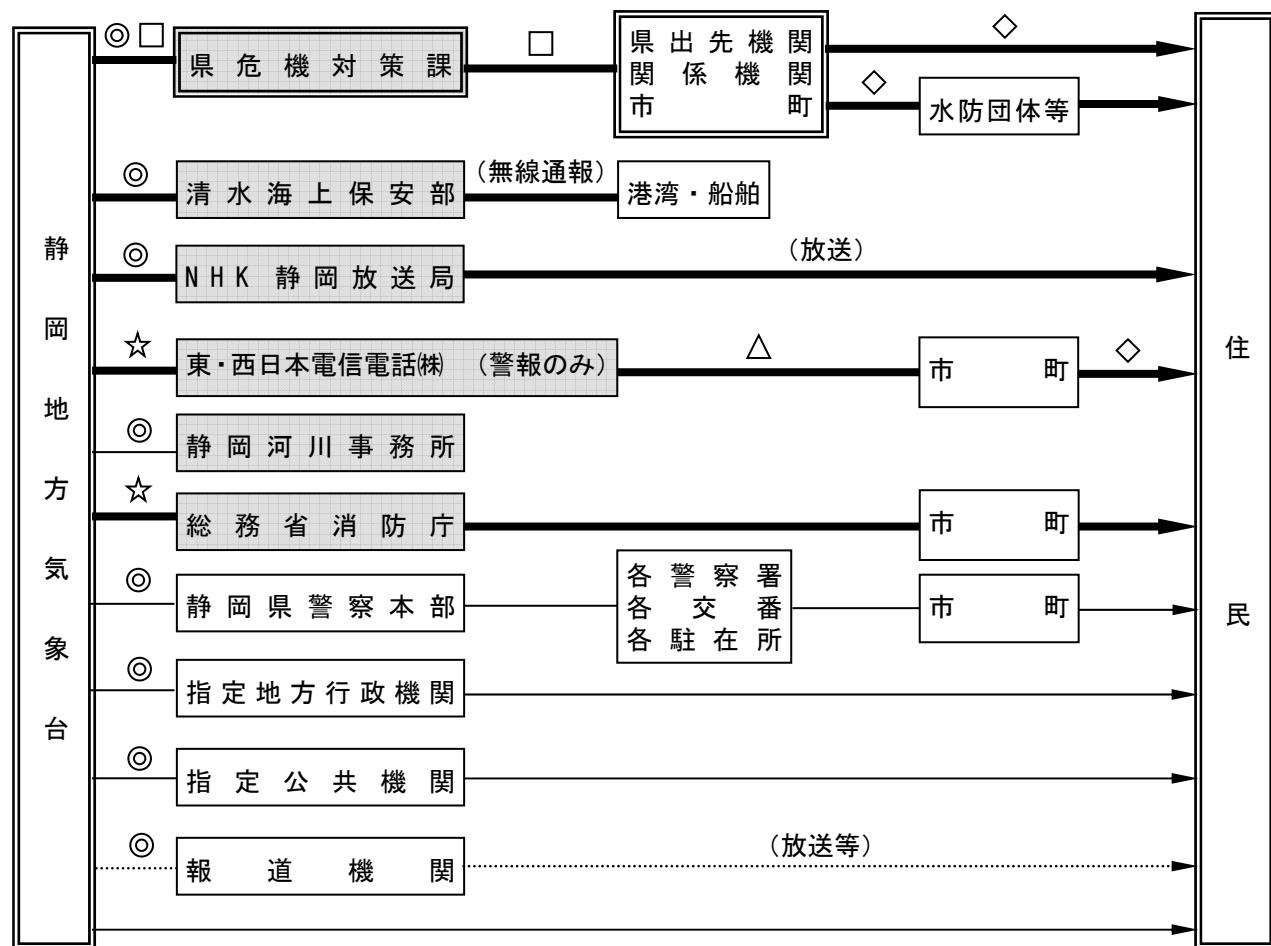


図 8-1 気象等の注意報及び警報等伝達系統図（津波注意報・警報は除く）

4 通信途絶時の注意報及び警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入 FAX へ伝達する。

この FAX も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

第9章 洪水予報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について気象庁長官と共同して、国土交通大臣が行う洪水予報を次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

1 狩野川洪水予報計画

平成18年3月31日 国土交通省告示第437号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
狩野川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで
	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで

表9-1 狩野川洪水予報を行う河川名及びその区域

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
狩野川	徳倉	静岡県駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m
	大仁	静岡県伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m

表9-2 狩野川洪水予報の対象となる水位観測所

(3) 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
狩野川	沼津河川国道事務所 静岡地方気象台	沼津河川国道事務所長 静岡地方気象台長

表9-3 狩野川洪水予報者の発表者

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められると沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上、決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。	

表9-4 洪水予報の発表及び解除の基準

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。

このシステムにより作成される洪水予報文が、資料編様式1となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

河川名	発報担当者	県受報担当者	町受報担当者	連絡方法
狩野川	沼津河川国道事務所長	河川砂防局長	くらし安全課長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	くらし安全課長	防災情報提供システム

表9-5 狩野川洪水予報の通知

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事へ、そして町長への通知にかかるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後、必要な機関に対する受領の確認を行う。

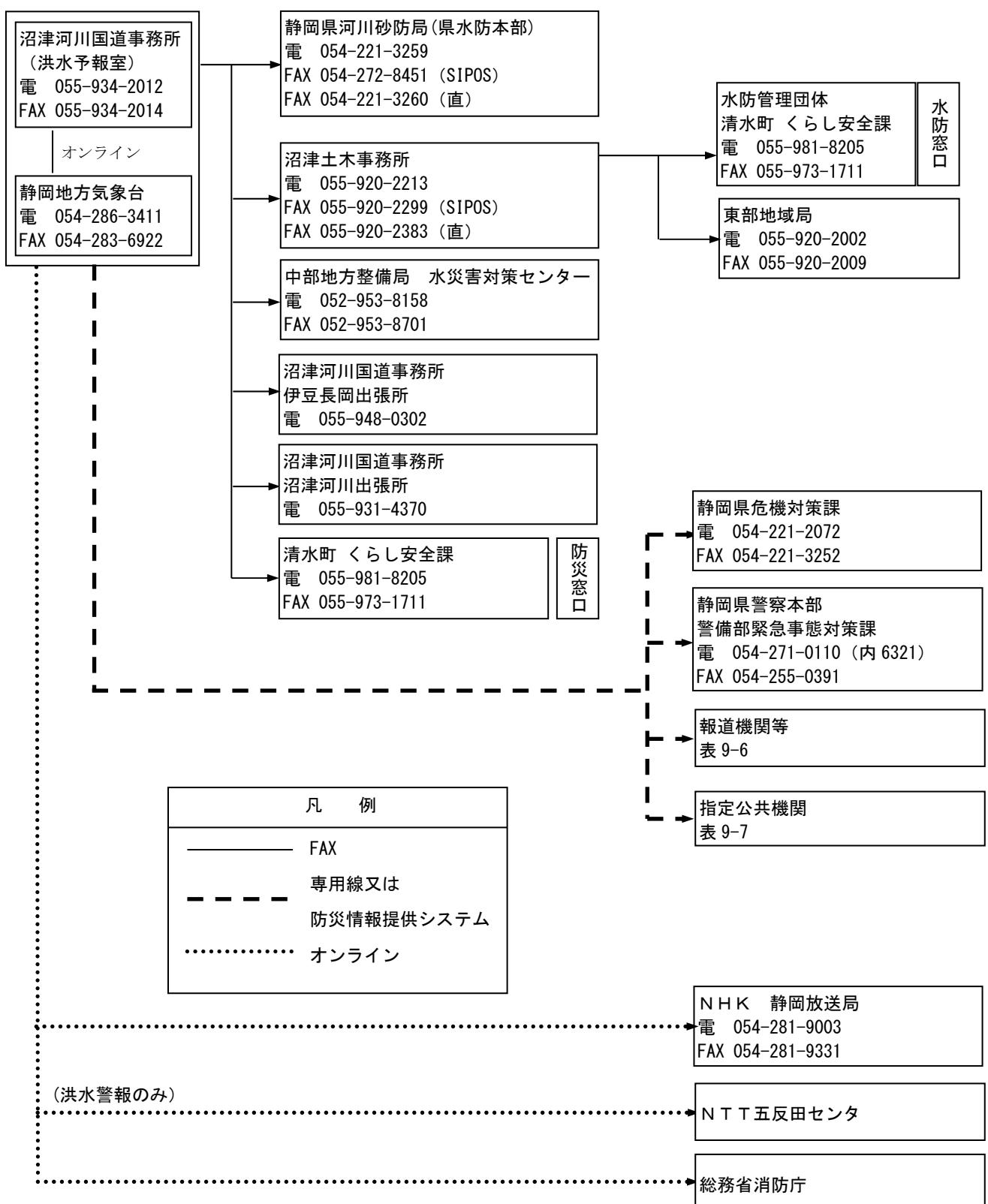


図 9-1 狩野川洪水予報連絡系統図

①報道機関

報道機関名	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)	静岡新聞
電話番号	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520	054-283-0683
FAX 番号	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174	054-286-5944

表 9-6 報道機関電話番号

②指定公共機関

指定公共機関名	東海旅客鉄道(株)静岡支社	伊豆箱根鉄道(株)
電話番号	054-284-2226	055-977-1201
FAX 番号	054-287-5282	055-977-3366

表 9-7 指定公共機関電話番号

第10章 水防警報

第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川及び海岸についての水防警報の発表は、沼津河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位を示して、水防上の警報を発表する。

1 水防警報計画

(1) 中部地方整備局管内河川

①水防警報を行う河川名及び区域

水系名	水防警報 計画名	河川名	区域		区域 延長
狩野川	狩野川水防 警報計画	幹川	左岸	伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先修善寺橋から海まで	24,926m
			右岸	伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先修善寺橋から海まで	
		支川 (黄瀬川)	左岸	駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで	2,700m
			右岸	沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	
		支川 (大場川)	左岸	三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで	2,550m
			右岸	三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	
		支川 (来光川)	左岸	田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
			右岸	田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	
		支川 (柿沢川)	左岸	伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860m
			右岸	伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	
		派川 (狩野川 放水路)	左岸	幹川分派点から海まで	3,000m
			右岸	幹川分派点から海まで	

表10-1 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う河川及び区域

②水防警報の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	水防団待機 (指定) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位	計画高 水位	
			位置							
狩野川	大 仁	伊豆の国市大仁	m 1.50	m 2.10	m 3.00	m 3.70	m 4.40	m 5.64	m 5.64	
		右岸河口から 22.8 km								
	千歳橋	伊豆の国市南條	2.50	4.10	5.00	—	—	7.83		
		右岸河口から 16.5 km								
	徳 倉	清水町徳倉	3.00	4.00	4.60	6.80	7.20	7.58		
		左岸河口 から 7.6 km								
	黒 濱	沼津市平町	2.20	3.60	4.50	—	—	7.43		
		右岸河口 から 3.3 km								
支 川 黄瀬川	本 宿	長泉町本宿	2.00	3.00	3.80	3.90	(4.20)	6.18	6.18	
		左岸合流点 から 2.7 km								
支 川 大場川	大 場	函南町間宮	3.00	4.80	5.40	7.20	(7.60)	7.84	7.84	
		左岸合流点 から 2.2 km								
支 川 柿沢川 来光川	蛇ヶ橋	函南町肥田	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	8.45	8.45	
		左岸合流点 から 0.5 km								

表 10-2 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象水位観測所

(各々の水位標は、国有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注) 水防警報水位観測所横断図は、資料編第 14 表を参照

注) 氾濫危険水位欄の () 内は、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)である。

現況 堤防高	堤内地 地盤高	発報 担当者	受報 担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防 管理団体
				発報担当者側	受報担当者側	
m 左 7.7 右 7.6	m 左 3.6 右 7.6	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	伊豆市 伊豆の国市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
左 9.6 右 8.3	左 7.5 右 5.9	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	伊豆の国市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
左 5.9 右 8.4	左 5.9 右 8.4	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	伊豆の国市 函南町 沼津市 三島市 清水町
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
左 9.6 右 7.8	左 4.7 右 3.8	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	沼津市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
左 7.2 右 8.3	左 6.7 右 8.3	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	沼津市 長泉町 清水町
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
左 9.6 右 9.6	左 7.0 右 5.9	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	函南町 三島市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
左 10.3 右 9.8	左 9.8 右 5.4	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	函南町 伊豆の国市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

③水位の種類

水位の種類・内容については資料編第12表に示すとおりである。

④水防警報の種類及び発表

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により、必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

表10-3 水防警報の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

⑤水防警報を発表しない場合の処置

理由を付し、関係者に通知する。

⑥水防警報連絡系統図（狩野川水防警報連絡系統図）

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

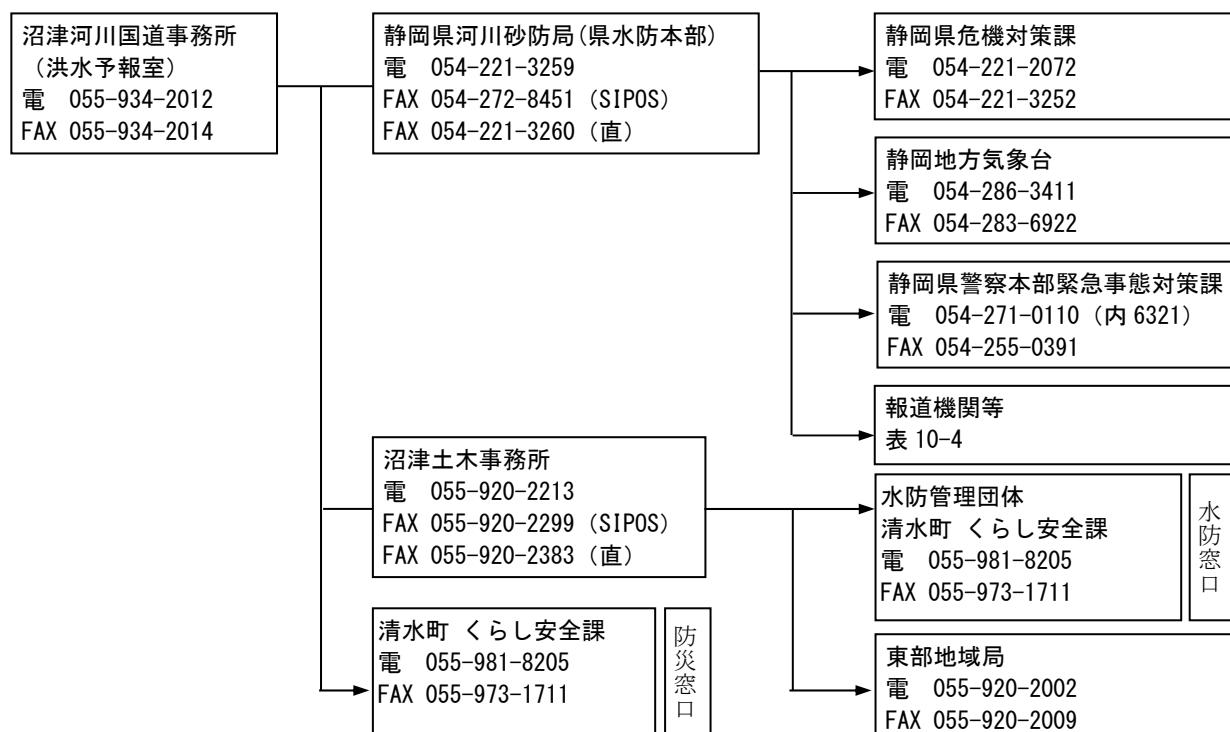


図 10-1 狩野川水防警報連絡系統図

⑦報道機関

報道機関名	N H K (静岡放送局)	S B S (静岡放送)	S A T V (静岡朝日テレビ)	S D T (静岡第一テレビ)	S U T (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

表 10-4 報道機関電話番号

第11章 水位周知河川における水位到達情報

第1節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

1 水位周知河川における水位到達情報の提供

(1) 中部地方整備局管内河川

①水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

水系名	河川名	区域		区域 延長
狩野川	支川 (黄瀬川)	左岸	駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地 先寿橋から幹川合流点まで	2,700m
		右岸	沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から 幹川合流点まで	
	支川 (大場川)	左岸	三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流 点まで	2,550m
		右岸	三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点 まで	
	支川 (来光川)	左岸	田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田 橋から幹川合流点まで	1,530m
		右岸	田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田 橋から幹川合流点まで	
	支川 (柿沢川)	左岸	伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎 橋から来光川合流点まで	860m
		右岸	伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から 来光川合流点まで	
	派川 (狩野川 放水路)	左岸	幹川分派点から海まで	3,000m
		右岸	幹川分派点から海まで	

表11-1 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水位周知河川の設定河川及び区域

②水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	水防団待機 (指定) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	出動水位	避判定水	難断位	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位	計画高水位
			位置							
狩野川	支川 黄瀬川	本宿	長泉町本宿	2.00	3.00	3.80	3.90	m (4.20)	m (4.20)	6.18
			左岸合流点 から 2.7 km							
	支川 大場川	大場	函南町間宮	3.00	4.80	5.40	7.20	(7.60)	(7.60)	7.84
			左岸合流点 から 2.2 km							
	支川 柿沢川	蛇ヶ橋	函南町肥田	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	(8.45)	8.45
	支川 来光川		左岸合流点 から 0.5 km							
	派川 (狩野川放水路)	鏡橋	伊豆の国市 堀之上	—	—	—	6.00	(9.85)	(9.85)	9.85
			右岸放水口 から 2.5 km							

表 11-2 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水位周知河川の対象水位観測所及び水位到達情報の担当官署

(各々の水位標は、国有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注) 水位周知河川の水位観測所横断図は資料編第 14 表を参照

注) 洪水予報基準観測所の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、洪水予報の発表として参照される。

注) 気象危険水位欄の（ ）内は、「洪水特別警戒水位」（氾濫危険水位に相当する水位）である。

現況 堤防高	堤内地盤高	発報 担当者	受報 担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防 管理団体
				発報担当者側	受報担当者側	
m 左 7.2 右 8.3	m 左 6.7 右 8.3	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	沼津市 長泉町 清水町
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
左 9.6 右 9.6	左 7.0 右 5.9	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	函南町 三島市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
左 10.3 右 9.8	左 9.8 右 5.4	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	伊豆の国市 函南町
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
左 14.6 右 17.5	左 13.9 右 17.5	沼津河川 国道事務 所長	沼津土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	沼津市 伊豆の国市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

③水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

表 11-3 水位到達情報の種類、発表基準

④水位到達情報の連絡系統図

・狩野川水系黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川、狩野川放水路の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的に FAX にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

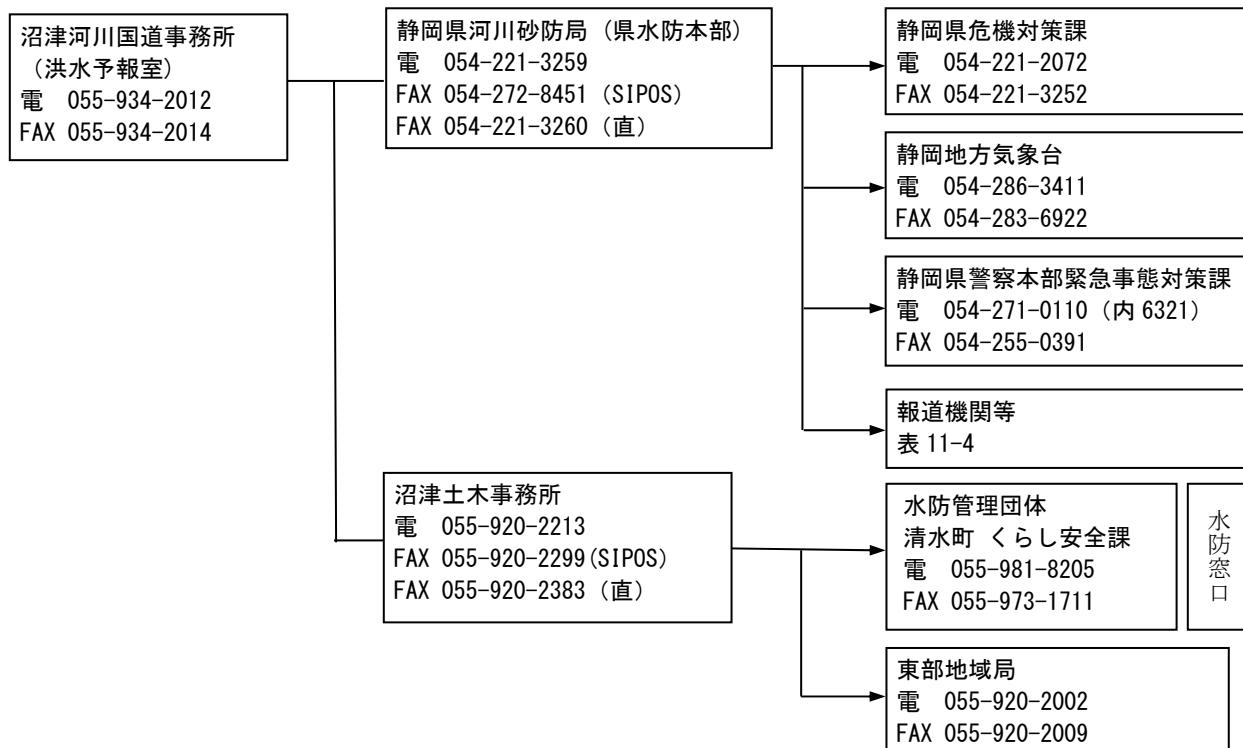


図 11-1 狩野川水系黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川・狩野川放水路の水位到達情報連絡系統図

⑤報道機関

報道機関名	N H K (静岡放送局)	S B S (静岡放送)	S A T V (静岡朝日テレビ)	S D T (静岡第一テレビ)	S U T (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

表 11-4 報道機関電話番号

⑥氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることができるとなるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低いほうの水位である。町長において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

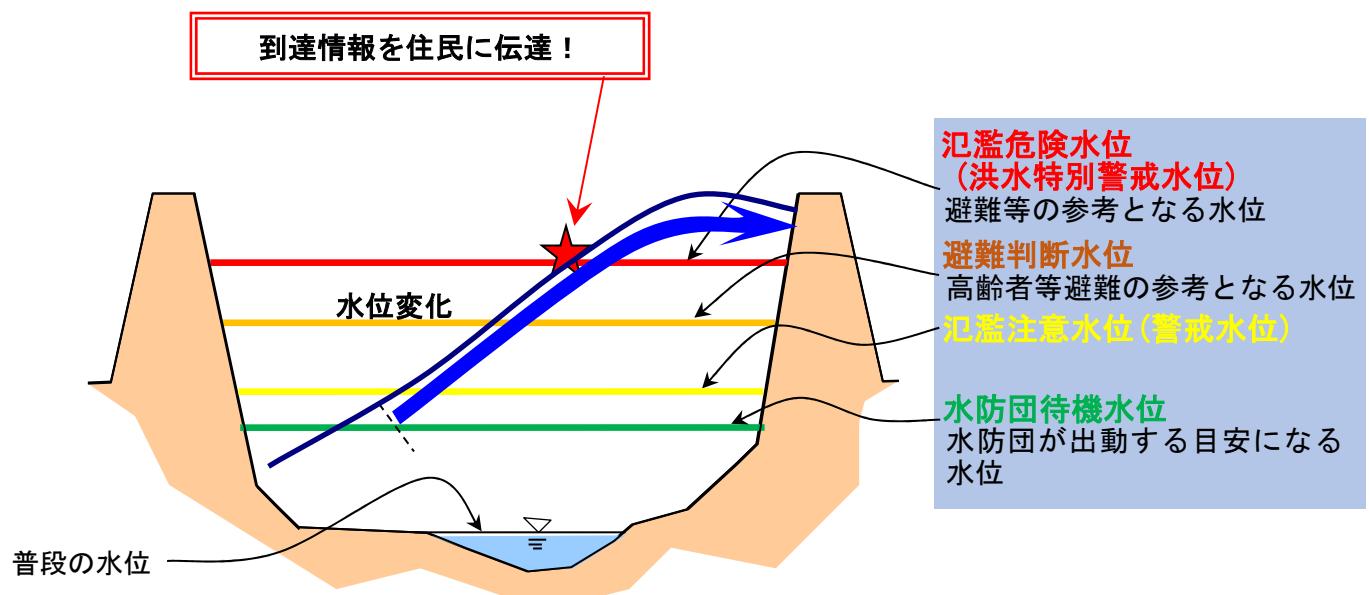


図 11-2 気象危険水位（洪水特別警戒水位）の設定

第12章 水防活動

第1節 水防機関の配備体制

1 町の配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

なお、非常配備体制への切換えは、表12-1の基準によるものとし、また、準備体制については、準備体制関係課等で協議し、別に水防準備体制マニュアル（資料編資料2）を定めるものとする。

配備区分	配備基準	配備体制	配備要員
準備体制	水防に関する気象警報等が発せられたとき	各所属2名～8名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	1 くらし安全課 2 建設課 3 総務班（班長含む） 4 広報班 5 避難所班（班長含む：防災センター、地域交流センター） 6 その他必要な職員
事前配備	1 具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的余裕があり、少人数で対応が可能と判断したとき 2 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第1配備の招集その他の活動ができる体制	1 くらし安全課（全員） 2 建設課（全員） 3 都市計画課（全員） 4 総務班 5 広報班 6 避難所班（班長を除く南中、沼商、清中） 7 その他必要な職員
水防本部設置	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき		本部長・副本部長・部長・消防団長
第1配備	1 水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき 2 水防本部長及び水防長が必要と認めて指令したとき	水防本部を設置し事態の推移に伴い、速やかに第2配備が取れる体制	1 準備体制及び事前配備職員 2 係長以上の職員（幼・保職員を除く） 3 その他必要な職員
第2配備	1 事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想されるとき 2 気象庁より特別警報が発表されたとき 3 水防本部長及び水防長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対応）が遅滞なく遂行できる体制	1 第1配備職員 2 庁舎勤務職員 3 その他必要な職員
第3配備	1 激甚な災害が予想されるとき又は、危険性が大で第2配備で処理しがたいと認められるとき 2 水防本部長及び水防長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	全員
なお、この指令は、事態に応じて第1配備指令から直ちに第3配備指令を発する場合もあり、又予想される危険性が少なくて、さらなる出動を必要としないと認められるときには、第2配備指令及び第3配備指令を発しないことがある。			
<p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部長、班長は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令の命令が予測されるときは、出動しなければならない。 2 第1配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。 3 非常勤務者は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 4 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。 			

表 12-1 清水町の水防配備基準

2 消防団の配備体制

(1) 消防団の管轄地域等

消防団の管轄地域等、連絡先は、第2章表2-3のとおりである。

ただし、発災状況を鑑み水防本部長の判断に基づき、管轄に制限されることなく活動を行う。

(2) 消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	消防団の連絡員(事務局)を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努める。消防団の分団長及び班長は、所定の詰所に集合し、一般団員は、参集可能な状態におく。
準 備	河川の水位が水防団待機水位を超え、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り水閘門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出 動	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	消防団の全員が所定の詰所に集合し水閘門、樋門等の水防上重要な工作物の警戒・操作配備につく。
解 除	町内河川全てが水防団待機水位を下回るか、気象条件・水位の動向等を総合的に判断し、水防団待機水位を下回ることが十分判断でき、水防本部長が解除の指令をしたとき	
<p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 洪水において、水防活動(避難誘導や水防作業)の実施にあたり消防団員自身の安全は確保しなければならない。 2 出動の際は、必要に応じ、消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。 3 消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一、家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとったりしてはならない。 4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。 5 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。 6 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動搖させたり、いたずらに団員を緊張によって疲れさせたりしないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。 7 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滯水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。 8 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 9 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。 		

表 12-2 消防団に対する非常配備基準

第2節 雨量の監視

1 県内の雨量観測所

県で管理する雨量観測所は118箇所である。

また、国土交通省で管理する県内の雨量観測所は、47箇所、気象庁で管理する県内の雨量観測所は、30箇所である。なお、必要に応じ関係機関より雨量情報を補うものとする。

2 テレメータ雨量観測所の監視

県では、河川・海岸・砂防・道路などの土木防災情報の一元化した静岡県土木総合防災情報システム（通称:SIPOS「サイポス」という。）により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っている。また、雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.pref.shizuoka.jp>）」でも監視が行える。

詳細は、資料編第4表「静岡県土木総合防災情報システム（通称:SIPOS）」のとおりである。

3 その他の雨量及び気象情報等の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している気象情報等を雨量監視に活用する。

・国土交通省「川の防災情報」

【PC版】<https://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】<https://www.river.go.jp/s/>

【携帯版】<http://i.river.go.jp/>

・気象庁「あなたの街の防災情報」

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

第3節 水位の監視と通報及び公表

1 県内の水位観測所

県で管理する水位観測所は、161箇所あるが、テレメータ化されていない水位観測所は1箇所ある。

また、国土交通省で管理する県内の水位観測所は、28箇所である。なお、必要に応じ関係機関より水位情報を補うものとする。

2 テレメータ水位観測所の監視と通報及び公表

(1) 水位の監視

県ではサイポスにより、水位情報を収集し、水位の監視を行っている。また、水位情報はインターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.pref.shizuoka.jp>）」でも入手が可能である。

詳細は、資料編第4表「静岡県土木総合防災情報システム（通称：SIPOS）」のとおりである。

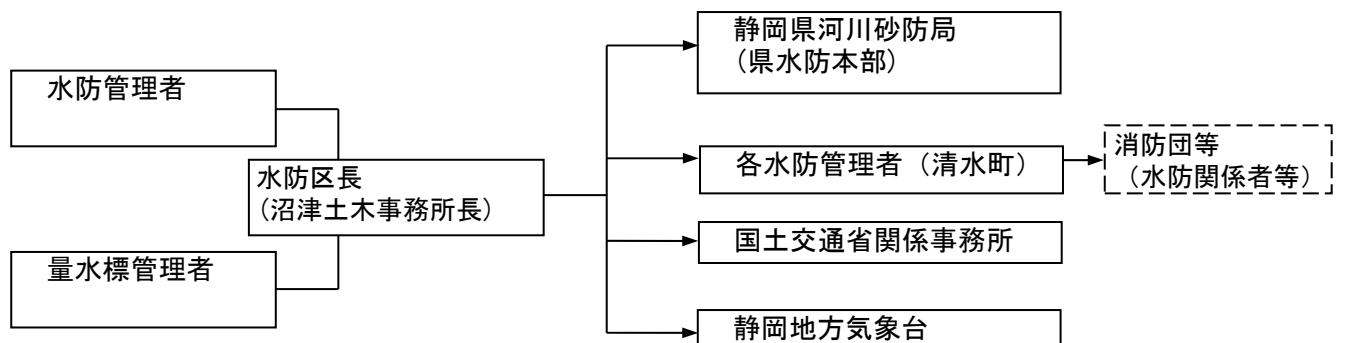
(2) 水位の通報（法第12条第1項）

水防区長（沼津土木事務所長）は、国又は県で管理する水位観測所の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えた場合、次の各号について速やかに関係機関（流域の水防管理団体、国土交通省関係事務所及び気象庁等） 図12-1へ通報する。

- ①水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び通報水位以上にある間の時間毎の水位
- ②水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときの時刻
- ③水位が最高水位に達したときの時刻
- ④氾濫注意水位（警戒水位）又は水防団待機水位（通報水位）を下回ったときの時刻

水防管理者が、洪水等のおそれがあることを自ら知った場合、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えた場合は、速やかに所管する水防区長(沼津土木事務所長)を経由して県水防本部長(静岡県知事)に報告するものとする。

(3) 通報系統



※サイボス、サイボスレーダーで把握できる観測所は省略できる

図 12-1 水位観測所の水位通報系統図

(4) 水位の公表（法第 12 条第 2 項）

国又は県で管理する水位観測所の水位情報は、インターネットサイト「サイボスレーダー」、「川の防災情報」に掲載し公表するものとし、情報が入手され次第、直ちに更新がされるものとする。

3 その他の水位等の情報収集

国土交通省が、インターネット配信している水位情報等を水位監視に活用する。

・国土交通省「川の防災情報」

【PC 版】<https://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】<http://www.river.go.jp/s/>

【携帯版】<http://i.river.go.jp/>

4 欠測時の措置

- ①量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知する。
- ②欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

第 4 節 監視及び警戒とその措置

1 監視

水防管理者、消防団長及び消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるなければならない。(法第 9 条関係)

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 警戒

水防管理者、消防団長及び消防機関の長は、県から非常配備体制が発令されたとき、または気象等の悪化が予想されるとき等は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、管轄水防区長（沼津土木事務所長）及び河川等の管理者に報告するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第5節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、消防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、消防団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第6節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、表12-3のとおりである。

- (1) 信号は、適当の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

水防信号

区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第二信号	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○— 休止 ○— 休止
注意	1 信号は、適切の時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする		

表12-3 水防信号

2 水防標識

水防法第18条の規定された水防車両の標識は、図12-4の標識を用うるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、図12-5の腕章を装着するものとする。

(1) 水防標識

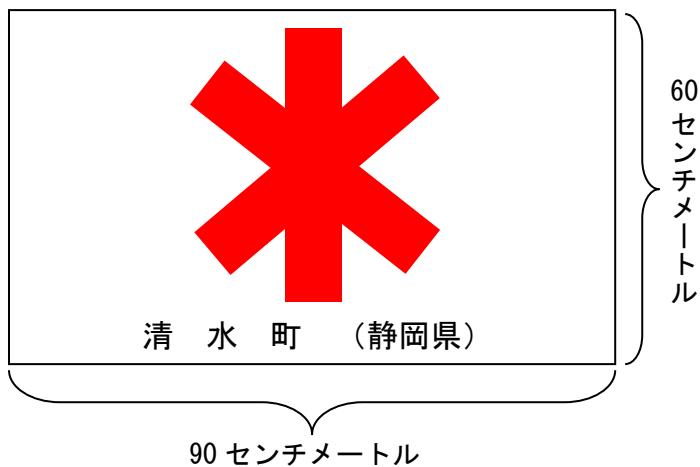


図12-4 水防車両の標識

(2) 水防腕章

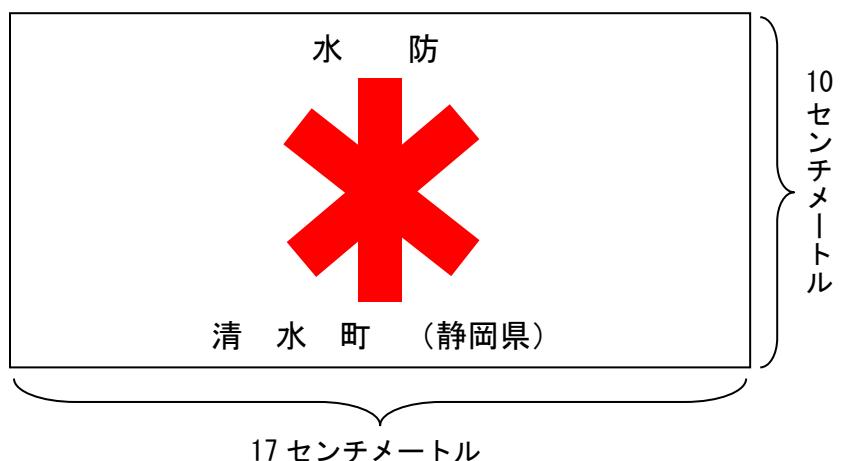


図12-5 水防腕章

(3) 標燈



図12-6 水防標燈

(4) 水防身分証票

消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第　　号	身　分　証　票
住　所	
氏　名	
職　名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることが できる者であることを証する。	
年　月　日	
清水町長　氏　名　印	

(裏)

- (1) 本証は、水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

図12-7 水防身分証票

第7節 水防配備の解除

1 町の水防配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する水防区長（沼津土木事務所長）を経由して県水防本部に報告するものとする。

2 消防団等の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防本部長が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 消防団員は、1による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第13章 協力応援

第1節 河川管理者の協力

1 河川管理者は、自らの業務に照らし、可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報
- (6) 国土交通省の災害対策用車両等の派遣

2 前節第1項第1号に関し、水防管理団体が行う国管理河川の水防のための活動への河川に関する情報提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 水位情報等の提供方法

提供方法	
川の防災情報ホームページ	<p>【川の防災情報（一般向け）】 https://www.river.go.jp/</p> <p>【川の防災情報（市町村向け）】 https://city.river.go.jp/title_city.html (別途ユーザID、パスワードが必要)</p>

- (2) 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

提供方法	
沼津河川国道事務所ホームページ	トップページ https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/#
情報の種別	標題及びURL
映像情報	リアルタイム防災（ライブカメラ）情報 https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/livecamera/
浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/shinsui/
	氾濫シミュレーション https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/hanran/

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条）
- 2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行う。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をするものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

災害に際しては、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。（自衛隊法第83条）

また、水防管理者は、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

第5節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、管轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

管轄警察署の窓口の連絡先は表13-1のとおりである。

管轄警察署 窓口	電話番号
沼津警察署	055-952-0110

表13-1 管轄警察署の連絡先

第6節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 水防管理者は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。

国土交通省窓口の連絡先は表13-2のとおりである。

※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

地 区	国土交通省 窓口	電話番号	FAX番号
東 部 ・ 伊 豆	沼津河川国道事務所 流域治水課	055-934-2009	055-934-2019

表13-2 災害対策車派遣要請連絡先

第7節 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、資機材の提供等に関して企業等と協定を締結している。協定締結している企業等については、地域防災計画資料編災害時応援協定一覧表のとおりである。

第8節 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第14章 水防報告書

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名
- 3 警戒出動及び解除命令の時刻
- 4 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出動の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲消防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

1 水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を県様式により、水防活動実施後10日以内に所轄水防区（沼津土木事務所）を経由して県水防本部長（県知事）に報告するものとする。

2 水防活動実施報告作成上の注意事項

(1) 水防管理団体水防活動実施報告書

- ①水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- ②水防管理団体は管轄水防区長（沼津土木事務所長）に箇所ごとの報告書の集計表を添付した3部提出すること。
- ③集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
- ④氾濫した場合には、箇所図（1/5000以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。

(2) 水防活動実施報告書

水防管理団体は、水防を実施した場合のみ県様式により翌月3日までに管轄水防区（沼津土木事務所）に報告する。

第3節 水防活動の公表

水防管理者から県水防本部長（県知事）に報告がなされた場合には、記者提供、ホームページ掲載等の広報活動を実施する。また、報告のあった場合は、中部地方整備局又は関東地方整備局に速やかに報告をする。

第15章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第1節 水防管理団体の水防計画

1 水防管理団体の水防計画の策定

- (1) 水防管理団体は、毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要があると認めるとときは、変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、遅滞なく静岡県知事に届け出るものとする。
- (2) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

2 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

3 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、「水防計画作成の手引き（案）」（水防管理団体版）を参考にして作成する。

第2節 水防訓練

水防管理団体は、毎年1回以上県の指導により消防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、管轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。

また、関係機関が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけるものとする。

第16章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の申請、指定及び業務等

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供（法第36、39、40条）

水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務（法第37条）

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の水防団等との連携（法第38条）

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練（法第32条の2）に参加することとする。

4 水防協力団体の位置付け

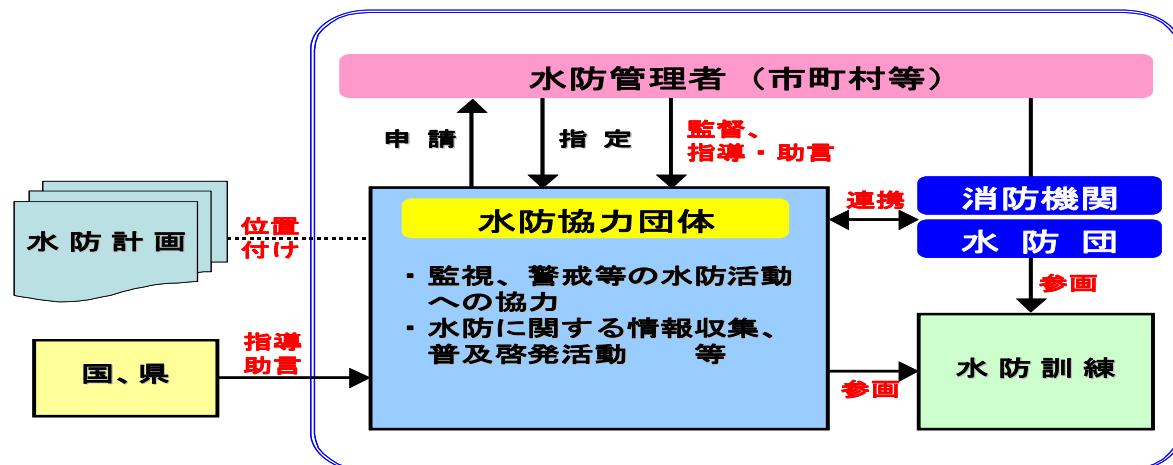


図16-1 水防協力団体の概念図

5 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体の申請があった場合は、「水防協力団体指定要領」を参考として指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう「水防協働活動実施要領」を参考とする。

第17章 その他

第1節 費用負担及び公用負担

1 水防管理団体である清水町が、その管轄区域である町内の水防に要した費用は、当該水防管理団体(町)で負担するものとする。(法第41条)

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事があっせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町の一部負担

2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第28条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 排水用機器の使用
- (6) 工作物、その他障害物の処分

3 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあっては、図17-1のような委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証		
<p>清水町水防本部 (消防長・消防団長) 氏名</p>		
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを 証明する。	
年 月 日		
清水町長 氏名 印		

図17-1 公用負担権限委任証明書

4 公用負担命令書

公用負担の権限を行使するときは、図 17-2 のような命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書		
第 号		
年 月 日	目的物 負担内容	種類 (使用 · 収用 · 処分)
		員数
		清水町長 氏
		事務取扱者 氏
	殿	名 (印)
		名 (印)

図 17-2 公用負担命令書

第 2 節 公務災害補償

消防団員又は、消防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、町の条例に定めるところにより損害を補償するものとする。（法第 6 条の 2）

第 3 節 損失補償

本町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 4 節 罰則

罰則については、法第 52 条、法第 53 条及び法第 55 条の規定による。

第 5 節 清水町水防協議会

清水町の水防計画その他水防に関し重要な事項を審議させるため清水町水防協議会を置く。

第 6 節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水対応

洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとす

る。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参照して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- (5) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む町の長は、町地域防災計画において定められた第6節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 2.(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

4 予想される水災の危険の周知等

洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への啓示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交

通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

町は、町地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第7節 災害用伝言ダイヤル「171」等

災害用伝言ダイヤルとは、地震、水害等災害が発生した時に最も重要な安否確認を伝達するシステムである。

また、災害時に利用できる安否確認システムには、伝言ダイヤルのほか、災害用ブロードバンド伝言板(web171)、携帯電話会社の災害用伝言板がある。

これらの詳細については、資料編第13表「災害用伝言ダイヤル「171」等」のとおりである。

第8節 土のうステーション

町は、近年激甚化する水害に対応するため、清水町建設事業協同組合と締結した「災害時における応急復旧作業に関する協定書」に基づき、地震、風水害等の災害時において使用する土のうを集積するための「土のうステーションの設置」について覚書を締結し、町内各所に土のうステーションを設置した。

土のうステーションの位置については、巻末の「土のうステーション位置図」のとおりである。

	所 在 地	備 考
①	清水町徳倉 771 番 1	(株)山田組関連資材置場
②	清水町徳倉 220 番 1	(株)月井重機資材置場
③	清水町徳倉 83 番 1、86 番 1	(株)岩崎組資材置場

表 14-1 土のうステーションの位置